

## 「次期滋賀県障害者プラン検討小委員会」設置要綱（案）

## （趣旨）

第1条 令和9年度を始期とする「次期滋賀県障害者プラン（以下「次期プラン」という。）」の策定にあたり、滋賀県障害者プラン2021（以下「現プラン」という。）に基づく課題や論点の整理を行うとともに、目指すべき方向性を議論すること等を目的に、「滋賀県障害者プラン検討小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 小委員会は、次期プランの策定に向けて必要となる以下の事項について、調査検討等を行う。

- (1) 現プランに基づく課題や論点の整理
- (2) 次期プランに盛り込むべき内容
- (3) その他

## （組織）

第3条 小委員会は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく小委員会とする。

2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、以下の分野に精通する者として滋賀県障害者施策推進協議会長（以下「会長」という。）が適当と認める者の中から、会長が委嘱して充てる。

- (1) 手話施策推進・意思疎通支援
- (2) 強度行動障害
- (3) 高齢障害
- (4) 災害時対応・防災
- (5) 人材育成・確保
- (6) ロボット・ICT
- (7) 障害児（教育）

3 委員の任期は令和9年3月31日までとする。

## （会議）

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

## （庶務）

第5条 小委員会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和8年3月〇日から施行する。

滋賀県障害者プラン策定小委員会 委員名簿（案） 【敬称略】

分野	氏名	所属
【新設】 手話施策推進・意思疎通支援	田村 和宏	立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
	加藤 善彦	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 会長
	中西 久美子	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長（一般社団法人滋賀県ろうあ協会）
		滋賀県中途失聴難聴者協会
		しが盲ろう者友の会
	崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会
	水野 誠	(特非)JDDnet滋賀 理事
	山根 寿美子	滋賀県難病連絡協議会
【新設】 強度行動障害		市発達障害者支援センター
		発達障害者ケアマネジメント支援事業受託法人
		医療機関
		障害者基幹相談支援センター
		障害者支援施設（入所施設）
		県発達障害者支援センター
		県立養護学校
		県立近江学園
高齢障害	崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会
		共生型サービス事業所
		障害者支援施設（入所施設）
		滋賀県介護支援専門員連絡協議会
		滋賀県相談支援専門員協会
		市町高齢者支援課（地域包括支援センター）
		市町障害福祉課
【新設】 災害時対応・防災	木津 太士	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
	山根 寿美子	滋賀県難病連絡協議会
	谷口 健人	NPO法人CILだんない
		障害者基幹相談支援センター
	伊藤 仁文	市長会（長浜市健康福祉部次長兼福祉事務所）
		障害者通所施設
		障害者支援施設（入所施設）
		大学教員

滋賀県障害者プラン策定小委員会 委員名簿（案） 【敬称略】

分野	氏名	所属
人材育成・確保	大平 眞太郎	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長
		社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（滋賀県社会福祉研修センター）
		社会福祉法人（外国人材確保・育成）
		地域障害者自立支援協議会①
		地域障害者自立支援協議会②
		大学教員①
		大学教員②
【新設】 ロボット・ICT	増田 定雄	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会 副会長
		社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
		指定特定相談事業所（計画相談）
		社会福祉法人（ロボット活用）
		社会福祉法人（ICT（情報通信技術）を活用して業務効率化）
		社会福祉法人（IT（情報技術全般）活用して利用者を支援）
障害児（教育）	木村 政秀	滋賀県特別支援教育研究会
		県立総合病院療育センター
		市町発達支援センター（滋賀県障害児地域療育連絡協議会）
		放課後等デイサービス事業所
		児童養護施設
		県立近江学園
		県立信楽学園
		大津市立やまびこ総合支援センター
		県発達障害者支援センター
	県子ども家庭相談センター	